

## 中宇治地区

### 景観形成助成基準

共通	・宇治市景観計画に適合していること。誘導基準に適合していない部分は是正すること。ただし、緑化(植樹・植栽)については、まちなみの連続性を確保するために現在のまちなみの壁面線、軒線に揃える場合は、適用しない。
	・新築工事の助成を受ける場合は、修景助成基準のうち、に適合させること。ただし、増築や改修工事の場合は、工事部分のみ適合させるものとする。
	・下表中、「現在のまちなみ」とは、現存する木造の建築物のまちなみを指す。
	・歴史的建造物(看板建築・茶葉販売店)、近代洋風建築物等については、下表の修景助成基準にかかわらず、建築当時の意匠に準ずるものとする。ただし、著しく現在のまちなみにそぐわないものは除く。
	・景観重要建造物については、主としてその外観を維持するため、原則として現状維持又は復元修理とする。ただし、景観上より良くなる改造については、この限りではない。
・各種法令を遵守すること。	

修景の方向性	・木造建築物を建築当時の意匠に戻す。(テント屋根・外壁タイルの撤去等)
	・通りに景観的な統一感を持たせる。(鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の一般建築物の部分修景)
	・現在のまちなみに調和した、優れた意匠・形態・色彩の建築物・工作物を増やす。(建替・修繕時)
	・広告物はなるべく掲出しない。掲出する場合は地区にふさわしい、景観に配慮したものとする。(屋外広告物)

項目		景観形成助成基準	
建築物	位置・構造	位置	まちなみの連続性を確保するため、現在のまちなみの壁面線、軒線に揃える。 やむを得ず、建築物の外壁を道路境界線から大きく後退させる場合には門、垣、さく、塀、のいずれかを設置する。
		幅	景観形成道路に面する建築物は、概ね敷地の間口いっぱいに建てるものとする。
		構造	原則として木造の伝統工法もしくは在来工法とする。 その他の工法・構造とする場合は、規模・形態を現在のまちなみに調和したものとする。 地上階数は3階以下とする。3階とする場合は、2階よりも壁面をセットバックさせる。
	意匠全般		外壁は板貼、漆喰塗壁、土塗壁等の伝統的な素材、もしくは伝統的な素材にみえる材料を用いた仕上げとし、和をイメージできる意匠とする。 景観形成道路に面する建築物には、1階部分に通り庇を設ける。
	意匠・形態	屋根	切妻造平入りの勾配屋根(3～5寸勾配)とする。
			既存の鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の一般建築物の1・2階に、下屋・付庇等の設置を行い和をイメージできる意匠とする。
		軒裏	軒裏・破風等は、木材による化粧仕上げ又は漆喰その他これに類する塗材による仕上げとする。
			木製とする。金属製の場合は、木目調、もしくはつや消しの黒色、もしくはつや消しのこげ茶色とする。
		建具	格子を取り付ける場合は、縦格子とし、上記建具と同様の仕様とする。
			既存建具に上記格子を取り付ける。
	玄関建具は縦格子デザインを取り入れた引戸とする。 板を組み込んだ建具や、シャッターは、上記建具若しくは外壁と同色とする。		
	外部付属物	雨樋は銅製、又は黒色又はこげ茶色のものとする。	
		その他外部付属物(棟飾り、外壁装飾、雨戸等)を設ける場合は、他の部分との調和の中で、景観に配慮した優れたデザインで、和をイメージできる意匠とする。	
		屋根のある駐車場、自転車置場、倉庫については、建築物と一体化した意匠とする。やむを得ず一体化できない場合は道路から見えない位置に配置するか、門・塀・石垣・生垣等を設置して道路から見えないようにする。 なお、塀・門・石垣については下記の垣、さく、塀又は擁壁の基準に同じ。 建築物と一体化となった駐車場、自転車置場、倉庫を設ける場合は、開口部に上記建具を設置し、道路から内部が見えないようにする。 既存の屋根のない駐車場、自転車置場に、下記の垣、さく、塀又は擁壁の基準による門、塀等を設置し、まちなみの連続性を確保する。 設備機器は、道路から見えない位置には設置しない。やむを得ない場合は、前面に植栽するか、木製格子等の目隠しを設ける。	
	色彩	屋根	屋根(下屋根、庇等を含む。)については、原則、いぶし和瓦とする。
外壁		外壁に用いる木材は、素地、もしくは素地の表れる塗装とする。漆喰塗壁は無彩色N9.0～N10.0の白漆喰を使用し、土塗壁の場合は、2.5R～10R 明度5以上 彩度6.5以下、2.5YR～10YR 明度7以上 彩度10以下、1Y～7.5Y 明度7以上 彩度6.5以下、無彩色 N9.0～N10.0、を基調とする。 ただし、焼き板これに類する自然素材のものは色彩の基準については適用しない。	
その他木部		木材は、素地、もしくは素地の表れる塗装とする。	
垣、さく、塀又は擁壁		生垣とするか、自然素材(木・竹・石など)、又は伝統的な素材(漆喰、土等)を用いて仕上げる。 垣・さく・塀は、和風意匠のものとする。 門は、煉門・薬師門等の伝統的な形式のもの、又はそれにならった和風意匠のものとする。 壁面後退により、門・塀等を設置する場合は、現在のまちなみの1階部分の通り庇と連続性をもたせること。 色彩は、上記建築物の基準と同じ。 擁壁を築造又は修景する場合は、石積によるものとする。	
屋外広告物		景観に配慮した優れたデザインで、和をイメージできる意匠とする。 自然素材で仕上げる。	
その他	建築設備	既存の設備機器に木製格子等の目隠しを設ける。	
	自動販売機等	木製の目隠しを設ける。 景観に配慮した優れたデザインで、景観計画の屋外広告物の色彩基準に適合し、和をイメージできる意匠に変更する。	